

8 林政経第 92 号
令和 8 年 5 月 20 日

各林業・木材産業関係団体 御中

林野庁林政部林 政 課 長
経 営 課 長
木材産業課長
森林整備部整備課長
研究指導課長
国有林野部業務課長

潤滑油等の購入に関する御協力について（要請）

チェーンソーオイル、機械油（エンジンオイル、ギアオイル、作動油等）（以下「潤滑油等」という。）について、日本全体で必要な量は確保されておりますが、本年 3 月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、通常どおりの注文をしている流通事業者や需要家への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要するなど、供給に偏りが発生しています。

こうした情勢を踏まえ、潤滑油等について、その安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しています。

潤滑油等を所管する資源エネルギー庁においては、このような状況を踏まえ、4 月 17 日付けで潤滑油等関係事業者に対して、別添のとおり「潤滑油等の安定供給確保に向けた御協力について」を発出しており、

- ・前年同月比同量を基本としつつ、3 月に前年同月を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては 4 月以降の供給量を調整し、供給を継続すること
- ・潤滑油等の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応を促すこと

などを要請しているところです。

併せて、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解

消を図るための対応を進めているところです。

つきましては、潤滑油等の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、調達困難になる前に、早めに相談窓口を活用するなど潤滑油等の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、貴団体より会員事業者への周知をお願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同月比同量を基本とした調達をする、発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についても周知をお願い申し上げます。

(参考)「燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」について

1 概要

政府においては、燃料油や石油製品等の供給について、備蓄放出や燃料油価格の激変緩和措置を含めて、万全の体制をとっているところですが、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、事業者の皆様からの情報を受け付ける相談窓口を設置します。

2 相談の際に情報提供いただく内容

販売事業者名、契約状況（油種、数量、価格、契約期間等）、今後の調達見込みなど

3 情報の取扱い

寄せられた情報について詳細をお聞きすることがございますのでメールに連絡先を記入願います。また、経済産業省と共有し、経済産業省において、石油連盟及び全国石油業共済協同組合連合会とも連携し、必要に応じて、情報の内容・取扱いについて、確認をさせていただく場合があります。

4 相談窓口

林野庁林政部林政課 rinya_rinsei★maff.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

林業・木材産業の事業者の皆様へ

燃料油や石油製品等の供給に関する 相談窓口を設置しました

農林水産省では、燃料供給に関する相談窓口を設置しています。
中東情勢の影響により、燃料油や石油製品等の確保に不安がある場合は、
お早めにご相談ください。

林業機械・木材加工機械等の燃油や石油製品確保等のご相談は
こちら

林野庁林政課

メール：rinya_rinsei@maff.go.jp

詳細はこちらのプレスリリースをご覧ください▶
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/260331.html>



別添

令和8年4月17日

潤滑油等関係事業者各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部
部長 和久田 肇

潤滑油等の安定供給確保に向けた御協力について

現下の中東情勢を踏まえ、基油（ベースオイル）を含む潤滑油等（以下、「潤滑油等」という。）の関係事業者（製造事業者、卸売事業者を含む。）におかれましては、我が国における国内の石油製品の安定供給確保に万全を期すべく、ご対応いただいているところで

す。

資源エネルギー庁としては、足下、軽油やA重油等の石油製品について、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じていることをから、4月9日に、特定石油精製業者に対し、前年同月比同量を基本として供給を継続するよう要請を行いました。

他方、この要請に先立つ本年3月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、日本全体で必要な量は確保されているにもかかわらず、通常どおりの注文をしている流通事業者等への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要する等、供給に偏りが発生していると聞いています。

このため、潤滑油等関係事業者の皆様におかれては、潤滑油等の安定的な供給に努めるべく、前年同月比同量を基本としつつ、3月に前年同月を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続していただくよう要請します。また、潤滑油等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対して偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。経済産業省においても情報提供窓口を設置し、目詰まり解消の対応を進めております。

なお、海外から輸入する基油（ベースオイル）等の原料の調達について、関係事業者間で調整の上、なお課題が生じている場合には、速やかに資源エネルギー庁に御相談いただくようお願いします。

引き続き、潤滑油等を含む石油製品の安定供給確保に向け、関係事業者と緊密に連携しながら全力で対応を進めておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

(参考)「燃料油や石油製品の供給に関する情報提供」の受付について

1. 情報提供の連絡先

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260314002/20260314002.html>

2. 情報提供いただく内容

調達先、対象製品、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、特定石油精製業者や潤滑油等関連団体等とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、経済産業省より確認をさせていただきます場合があります。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課　：　03-3501-1993

以上